　　捕獲実施計画書【宗谷・稚内区域】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 振興局名 | 地域名 |
| 令和5年度 | 宗谷総合振興局 | 稚内市 |

【基本情報】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所等 | 土地所有者 | メッシュ番号 |
| 稚内市稚内村ヤムワッカナイ | 宗谷森林管理署  （通行路）航空自衛隊　稚内分屯基地 | ミ１５１ |

【捕獲事業の目標】

当該地域は丘陵地帯に航空自衛隊稚内分屯基地と国有林があり、これまでなかなか積極的に捕獲を行う事が出来なかったことから、エゾシカの生息域だけでなく越冬地としても利用されており、その結果、自衛隊敷地外のノシャップ地区から西浜地区周辺でのエゾシカ出没による交通事故や家庭菜園の食害等、市街地での被害が問題となっている。また、採食や踏み付け撹乱による生態系への影響も懸念される。生活環境被害の防止及びエゾシカの頭数調整及び当該地域における効率的な捕獲手法の検討等を目的としてエゾシカの捕獲を実施し、被害の削減を目指す。

【地区の概況】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条　　　　 件 | | 状　　　 況 |
| 生 息 状 況 | | 丘陵地帯の国有林においてエゾシカの痕跡が見られ、特に冬～春にかけてはエゾシカの越冬地となっている。  当該地域に生息している個体が、ノシャップ地区や西浜地区などの市街地に出没していると考えられる。 |
| 地　　　　　形 | | 国有林が隣接し緩やかな斜面から丘陵地帯となり、森林帯を構成している。 |
| 餌　資　源　量 | | 隣接している国有林の草本生植物。 |
| 周辺  環境 | 希少動植物 | － |
| 人間活動 | 自衛隊敷があるため訓練等で日常的に人間活動が行われている一方で、通常立ち入ることが出来ない地区であるため、一般人の立ち入りは原則無い。 |
| そ　　の　　他 | | 当該地域周辺では、令和2年度（2020 年度）エゾシカわなICT 捕獲管理体制実証事業委託業務を実施しており、その際の事前調査結果及び捕獲作業実施結果を参考にすることができる。 |

【猟法・捕獲手法】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 猟法（捕獲手法） | 実施期間 | 場所 | 目標頭数 | 考え方 |
| わな猟（くくりわな） | 1月～3月 | 自衛隊稚内分屯基地に隣接する国有林一帯 | ５０頭程度 | 国有林内の緩やかな傾斜地であり、銃猟は不適であるため、わな猟（くくりわな）を行う。 |

【実施体制】

・捕獲事業について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。

・事業計画や事後検証について、関係機関からなる調整会議を設置し、意見交換を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 内　　　容 |
| わな猟  （くくりわな） | ・国有林内にくくりわな５０基以上を設置し、５０日間以上稼働させてエゾシカを捕獲する。  ・実施に当たっては、設置前に行う対象地域の調査によりシカ道など適切な候補地を選定する。  ・ヒグマの錯誤捕獲及びわなに掛かったエゾシカによるヒグマの誘引を防ぐため、対象地域におけるヒグマの活動状況を考慮してわな猟を実施する。  ・誘因餌を使用する場合は、牧草ロールやビートパルプ、穀類（ただし、ヒグマ誘因の危険性からコーン類を除く）等、地域特性に応じたものによる。なお、給餌に当たっては、餌は箱に入れるなど、散逸しないようにする。  ・わな設置後、捕獲の兆候がみられない箇所については、適宜、わなの移設を検討する。  ・見回りは、捕獲個体の損傷防止やヒグマの誘引防止のため、１日１回以上、各２名以上（うちハンター１名以上）の体制で行う。  ・止めさしを行う場合は、電気止めさし、ナイフ等の騒音の発生しない方法とする。  ・エゾシカ以外のものが錯誤捕獲された場合は原則放獣する。  ・わなの設置に当たり、樹木に損傷を及ぼさないよう十分留意する。  ・わなには、事業者名もしくは捕獲従事者名、住所、従事者証の交付者名、委託元、実施期間、及び捕獲しようとする鳥獣の種類を記載した標識を見やすい場所に設置するとともに、わな設置地への道の入り口等、入込者や地域住民にわかりやすい場所に注意喚起標識を設置し周知する。  ※なお、具体的には受託者との調整の上、決定する。 |

【関係法令、規制等】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 規制内容 | 根拠法令等 | 概要 | 申請先 | 備考 |
| 道指定稚内鳥獣保護区特別保護地区 | 鳥獣保護管理法 | 工作物の新築、改築、増築について許可が必要になる場合あり | 振興局 |  |
| 鳥獣捕獲 | 鳥獣保護管理法 | 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付申請が必要 | 振興局 |  |
| 入林届 | 国有林野の取扱 | 国有林内への入林に先立ち届出が必要 | 宗谷  森林管理署 |  |
| 基地への立入 | 国管理地の取扱 | 基地への立入の際に手続が必要 | 航空自衛隊　稚内分屯基地 |  |

【有効活用】〈受入可能な処理施設〉

・事業実施区域に有効活用のための処理施設が存在しないことから、一般廃棄物処分とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 対　　象 | 主な搬出先 | 住　　所 |
| 一般廃棄物処理 | 全ての捕獲個体 | 稚内市一般廃棄物最終処分場 | 〒097-0014北海道稚内市新光町1789 |